

独立行政法人海上災害防止センター 平成 19 年度計画

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

センターは、運営維持に係る国費の投入を前提とせず、自立的・効率的な運営を行うこととされている。現状において余力は極めて少ないが、危機管理業務を的確に実施する本来の任務に支障を及ぼさない範囲で、業務運営の効率化を推進する。

(1) 業務運営の効率化の推進

一般管理費について、既に実施済みの施策を継続することにより平成 19 事業年度の決算においても、中期計画の目標値を達成することとする。

(参考:対象額は、14 年度予算一般管理費 553,537 千円)

行政改革の重要方針を踏まえ、平成 18 年度からの 2 年間に於いて、概ね 0.7% の人件費を削減する。

事業費について、既に実施済みの施策を継続することにより平成 19 事業年度の決算においても、中期計画の目標値を達成することとする。

(参考:対象額は、14 年度予算対象事業費 1,308,125 千円)

(2) 関係機関等との連携の強化

沿岸海域災害対策協議会及び地区石油コンビナート等特別防災区域協議会他が主催する訓練が計画された場合には、これらの地域の訓練に合わせて油回収装置等の運用訓練を実施し、関係機関との連携を強化する。

(3) 防災措置業務のより効率的かつ効果的の方策

「油等汚染事件への準備及び対応等のための国家的な緊急時計画」(平成 18 年 12 月 8 日閣議決定)において、センターは油以外の危険・有害物質(HNS)に対しても、対応資機材の保有や防除措置が求められたことから、有識者による「海上防災事業に係る検討委員会」において取りまとめられた報告書及び提言を踏まえ、既存のネットワークやこれまでの成果及び実績を活用し、HNS 防除資機材を配備するなどして、全国で発生する HNS 事故への防災措置をより効率的かつ効果的に実施することが可能な体制の構築を図る。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 海上防災措置実施事業

契約防災措置実施者の能力の向上

ア 契約防災措置実施者に対する訓練

28 名の監督職員の研修を行い契約防災措置実施者の能力向上を図る。

イ 巡回研修会

釧路、秋田、金沢、境港、舞鶴の 5 箇所において、1 箇所につき 30 名参加予定の巡回研修会を行い契約防災措置実施者の能力向上を図る。

(2) 機材事業

全国 33 基地に配備してあるオイルフェンス等の排出油防除資材について、毎月保管状態を目視点検し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の使用に備える。また、全国 10 基地に配備してある油回収装置等について、毎月各装置の作動確認及び手入れを実施し、不具合が発見された場合には修理等を行い緊急時の出動に備える。

排出油防除資材を管理している 33 基地において搬出訓練を、油回収装置を管理運用している 10 基地において運用訓練を行う。

(3) 海上防災訓練事業

訓練の重点化

海上防災訓練の実施については、船員法の規定に基づくタンカー乗組員に対する訓練に重点をおいて計画し、期間中に標準コース(5 日間)を 10 回、消防実習コース(2 日間)を 8 回それぞれ開催する。

標準コース5 日間のうち2 日間を消火実習として消火実習に主体をおいた計画とし、1 日は油火災消火実習、他の1 日はガス火災消火実習を実施する。また、消防実習コース(2 日間)については油・液化ガス・液体化学薬品消火実習に1 日を充てる他、船内搜索、保護具・検知器取扱実習等を実施する。

有益な訓練の実施

平成 18 年度に実施したアンケートの結果を平成 19 年 5 月末までに取りまとめ詳細に分析した上、改善項目がある場合には同年 6 月から改善のための措置を実施する。

平成 19 年度に行う10 回の標準コースについても、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケートを実施する。平成 19 年度末にアンケートの結果を取りまとめた後、分かり易い講義であったかどうか等について評価を行った上で、講義方法の改善等を行う。また、評価結果を踏まえた改善等を行うことにより、次年度において当該訓練が有益な訓練であるとの評価を 70% 以上の参加者から得られるようにする。

更に、評価結果及び評価結果を踏まえた改善等については、外部の評価を受ける。

(4) 調査研究等事業

受託事業として「HNS 海上災害対策に関する調査研究」、「北海道北岸における緊急時計画の策定」、「LNG 基地の海上防災対策に関する調査研究(八代港)」、日本財団助成事業として「タンカー火災の消火に関する調査研究」を実施する。

(5) 国際協力推進事業

東南アジア諸国関係官庁の防災担当者及びその他開発途上国関係機関の防災従事者等向けに、国際海事機関のカリキュラムに準拠した訓練内容等で構成する外国人研修を 4 回実施し、海上防災に関する知識・技能を移転する。

平成 18 年度に実施したアンケートの結果を平成 19 年 5 月末までに取りまとめ詳細に分析した上、改善項目がある場合には同年 6 月から改善のための措置を実施する。

平成 19 年度の外国人研修についても、訓練参加者に対して訓練終了後にアンケートを実施する。訓練終了後にアンケートの結果を取りまとめ、訓練内容がニーズを踏まえたものであったか、また、分かり易い講義であったかどうか等を評価し、評価結果を委託元に報告することにより、事業計画への反映に努めるとともに、講義方法の改善等を行う。また、評価結果を踏まえた改善等を行うことにより、次年度において当該訓練が有益な訓練であるとの評価を 70%以上の参加者から得られるようにする。

更に、評価結果及び評価結果を踏まえた改善等については、外部の評価を受ける。

3. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 自主的な運営を図るための自己収入の確保

特殊法人等整理合理化計画において、「運営費交付金を前提とせず、自主的な運営を図る。」とされていることから自己収入の確保を最優先の課題とする。

出資金及び出えん金を地方債等で運用し利息収入を得る他、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構からの排出油防除資機材の維持業務及び HNS 海上災害対策に関する調査研究等の受託業務収入、タンカーに対する消防船の警戒料、船舶所有者等に対する資機材備付証明書発行料、並びに船員等の訓練参加者からの受講料等により自己収入を確保する。

(2) 予算(人件費の見積を含む。)

平成 19 年度予算

(単位百万円)

区 別	防災措置 業務勘定	その他 業務勘定	合 計
収 入			
運営費交付金	0	0	0
施設費等補助金	0	0	0
受託・手数料収入	359	896	1,255
その他	19	79	98
前年度よりの繰越金	76	459	535
計	454	1,434	1,888
支 出			
業務経費	0	0	0
施設整備費	0	0	0
受託経費	295	637	932
一般管理費	104	338	442
その他	0	38	38
次期中期目標の期間への繰越金	55	422	477
計	454	1,434	1,888

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

【人件費の見積り】 年度中総額 313 百万円を支出する。

【運営費交付金の算定方法】 該当なし。

(3) 収支計画

平成 19 年度収支計画

(単位百万円)

区 別	防災措置 業務勘定	その他 業務勘定	合 計
費用の部	426	1,183	1,609
經常費用	426	1,180	1,606
防災費	205	0	205
防災業務管理費	23	0	23
機材業務管理費	0	6	6
機材業務費	0	164	164
消防船業務費	0	301	301
消防船建造費	0	0	0
訓練業務費	0	129	129
調査研究業務管理費	0	1	1
調査研究業務費	0	32	32
受託業務管理費	67	4	71
指導助言費	0	0	0
一般管理費	104	338	442
減価償却費	27	204	231
財務費用	0	3	3
臨時損失	0	0	0
収益の部	405	1,056	1,461
運営費交付金収益	0	0	0
手数料収入	208	853	1,061
受託収入	151	43	194
寄付金収益	6	36	42
資産見返負債戻入	27	81	108
その他	13	43	56
臨時利益	0	0	0
税引前純利益(税引前純損失)	21	125	146
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
法人税等調整額	0	0	0
純利益(純損失)	21	126	147
目的積立金取崩額	0	0	0
総利益(総損失)	21	126	147

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(4) 資金計画

平成 19 年度資金計画

(単位百万円)

区 別	防災措置 業務勘定	その他 業務勘定	合 計
資金支出	454	1,435	1,889
業務活動による支出	399	976	1,375
投資活動による支出	0	0	0
財務活動による支出	0	38	38
次期中期目標の期間への繰越金	55	422	477
資金収入	454	1,435	1,889
業務活動による収入	378	976	1,354
運営費交付金による収入	0	0	0
受託・手数料収入	359	897	1,256
その他の収入	19	80	99
投資活動による収入	0	0	0
施設費による収入	0	0	0
その他の収入	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0
前年度よりの繰越金	76	459	535

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

4. 短期借入金の限度額

排出油防除措置に必要な額として、1,100 百万円を短期借入金とする。

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし。

6. 剰余金の使途

剰余金は予定していない。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・整備に関する計画

消防演習場の淡水化プラントの定期メンテナンスを行う。なお、フィルター交換については、単年度支出を抑えるため、分割交換を実施する。

消防船については、1 隻の中間検査修理及び他の 1 隻の上架修理を行う。
訓練船については、2 隻の上架修理を行う。

(2) 人事に関する計画

方針

職員の配置に関して、油等流出事故及び船舶火災等に対応する防災業務、船員等に対する訓練業務、消防船及び油回収装置等の維持管理業務、海上防災に関する調査研究業務、その他の業務を行うに当たり効率的な業務実施

が可能となるよう適正な人事配置とする。

人員計画

年度末の常勤職員数を中期目標期間初年度(平成 15 年度)と同数とする。

(参考 1)

(i) 中期目標期間初年度(平成 15 年度)の常勤職員数 29 人

(ii) 平成 19 年度末の常勤職員数 29 人

(参考 2)

平成 19 年度の人件費総額見込み 313 百万円